

抵当権者別転売物件調書(一般の土地取引)

| 市区町村名      |            | 平成         |            | 年          |             | 月          |                                      | 作成     |            |
|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|------------|--------------------------------------|--------|------------|
|            |            | 区          |            | 分          |             | 債権額<br>限度額 |                                      | 理<br>整 |            |
| (根)抵当権者    | 氏名<br>(名称) | 住所         | 氏名<br>(名称) | 住所         | 原因日<br>(原因) | 受付日        | 積<br>面<br>( $\text{m}^2$ )<br>(地図座標) | 地<br>目 | 抵当権<br>設定日 |
| 氏名<br>(名称) | 住所         | 氏名<br>(名称) | 住所         | 氏名<br>(名称) | 住所          | 年月日        | 年月日                                  | 年月日    | 年月日        |
|            |            |            |            |            |             |            |                                      |        |            |
|            |            |            |            |            |             |            |                                      |        |            |
|            |            |            |            |            |             |            |                                      |        |            |
|            |            |            |            |            |             |            |                                      |        |            |
|            |            |            |            |            |             |            |                                      |        |            |

地目 1―田 2―畑 3―宅地 4―山林 5―その他  
区分 1―根・共 2―根 3―抵・共 4―抵 5―仮根・共 6―仮根 7―仮抵・共 8―仮抵 9―設定なし

- (1) 登記原因が売買、払下げ又は買収である取引のうち、一般の土地取引であるものを対象に転売状況を把握し、転売者に民間法人が含まれているものについて、それらに係る抵当権者別に整理する。
- (2) 転売に係った抵当権者について抵当権等を設定した転売物件の多い順に、関係した転売取引を所在地順にすべて記載する。
- (3) 過去1年間(例えば、1月分については、前年の2月1日から当該取引の受付までの期間。調査開始後1年に満たない場合は、調査開始時点から当該取引の受付までの期間。)に既に2回以上の取引が行われている転売物件を対象とする。
  - (4) 面積は、土地の面積に持分割合を乗じた取引面積である。
  - (5) 住宅地図の座標は、土地の所在を住宅地図の上に色塗りした際の座標を記載する。
  - (6) 受付日は、登記申請の日とする。
  - (7) 原因日は、売買契約等の成立の日とする。
  - (8) 売主とは、転売者に対し当該物件を譲り渡した者をいい、買主とは、転売者から当該物件を譲り受けた者をいう。
  - (9) 登記簿から、転売者に対して行った抵当権の設定日、抵当権者の氏名及び住所、債権額又は限度額、整理の年月日及び内容を記載する。
  - (10) 調査番号は、調査票における番号である。